

1 業務の目的

当別町では、平成27年3月に「当別町小中一貫教育に関する取組基本方針」を策定し、小中一貫教育の導入に向け検討を進め、平成29年度からは各中学校区において施設分離型の小中一貫校へと移行した。

時流に沿ったより質の高い教育効果を得るためには、設備や施設等の教育環境の向上を図ることが必要であるが、現在の学校施設は老朽化が進み、当別小学校・当別中学校にあっては築50年近くが経過するなど、老朽化に伴う教育環境の悪化が懸念されている。

これらの課題を解決すべく、学校施設のあり方について議論を深め、他の公共施設を含めた施設の集約化・複合化の議論を経て、平成28年11月に「当別町公共施設等総合管理計画」が策定され、当別小学校・当別中学校について「一体型一貫校の整備を検討」と位置づけられた。これを受け、当別中学校区における施設一体型義務教育学校の開校について検討を開始し、本年度、関係機関や地域住民からの意見をもとに、「当別町一体型義務教育学校基本構想」を平成30年8月に策定した。

現在一体型義務教育学校の建設に向け準備を進めるにあたり、当別町が目指す小中一貫教育について理解し、学校施設の設計に対する意欲・熱意を持ち、また高い技術と豊富な経験を有する設計者が求められている。

本業務では、「当別町一体型義務教育学校基本構想」を具体化するための、建築物及び外構等の基本設計書を作成することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 発注者

当別町長 宮司 正毅

(2) 業務名称

当別町一体型義務教育学校基本設計業務委託

(3) 業務内容

- ア 設計条件等の整理
- イ 基本設計方針の策定
- ウ 基本設計図書の作成（建物及びグラウンド配置、平面計画、立面図）
- エ 概略工程表及び概算工事費の検討
- オ 全体パースの作成

(4) 業務委託期間

契約締結の日から平成31年5月31日まで

(5) 予算上限額

38,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事業計画の概要

(1) 事業全体の実施スケジュール（予定）

平成30年度	基本構想作成、基本設計業務委託
平成31年度	実施設計業務委託
平成32年度～平成33年度	工事着手
平成34年度	開校、既存校舎解体、グラウンド外構工事

(2) 敷地・施設の概要

建設地	石狩郡当別町下川町125番地11 当別中学校敷地		
敷地面積	約43,310㎡		
用途地域等	都市計画区域内（非線引地域）、第一種中高層住居専用地域 建ぺい率60%、容積率200%		
地勢	おおむね平坦地		
想定工事費	未定		
施設の規模	校舎	延べ床面積	10,014㎡程度
	屋内運動場	延べ床面積	2,495㎡程度
	武道場	延べ床面積	450㎡程度

(3) 計画条件

計画条件等は、「当別町一体型義務教育学校基本構想」を基本とする。

4 提案者に要求する資格

(1) 基本設計業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者又は複数の事業者等で構成する設計共同体とする。

ア 共通要件

- (ア) 北海道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (ロ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ハ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (カ) 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- (キ) 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- (ク) 参加表明書の提出期限から審査完了の日までの期間において、当別町における競争入札参加資格者の指名停止を受けていないこと。
- (ケ) 他の参加希望者の設計共同体の構成員又は他の参加希望者の協力事務所（参加希望者の業務の一部を委任され、又は請け負う事務所をいう。以下同じ。）としてプロポーザルに参加する者でないこと。

イ 単独の事業者における資格要件

平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。なお、設計共同体の構成員として行った業務についても実績とする。

ウ 設計共同体における資格要件

- (ア) 設計共同体の代表者が、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。なお、設計共同体の構成員として行った業務についても実績とする。
- (イ) 設計共同体の構成員が、単独の事業者又は協力事務所としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

(2) 参加希望者は、本業務委託に関して次のとおり技術者を配置すること。

- ア 管理技術者（「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条に規定する管理技術者をいう。以下同じ。）及び意匠、構造、電気設備並びに機械設備に主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。以下同じ。）をそれぞれ1名配置すること。
- イ 管理技術者及び主任技術者は、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。
- ウ 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、参加希望者と直接的な雇用関係を有すること。
- エ 管理技術者及び意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資

格を有すること。

オ 構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士、一級建築士又は技術士の資格を有すること。

カ 電気設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士又は一級電気工事施工管理技士の資格を有すること。

キ 機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

ク 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。

ケ 主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

コ 意匠を除く他の主任技術者は、協力事務所から配置することができる。

5 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加希望者は失格となることがある。

- (1) 審査会委員又は事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本説明書記載の手続きを除く。）
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと、審査会が認めた場合
- (3) 要綱等の規定に違反すると、町長が認めた場合
- (4) 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ 記入上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - オ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実が判明した場合においても、同様とする。）
- (5) 他の参加希望者のプレゼンテーションを参観し、又は聴講した場合（参加希望者の社員その他関係者が当該行為をした場合を含む。）

6 事務局

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町教育委員会学校教育課 担当 高島 忠義

電話：0133-23-2689

FAX：0133-23-3114

電子メール：kyokan3@town.tobetsu.hokkaido.jp

7 スケジュール

プロポーザルの公告

平成30年10月19日（金）

参加企業に対する説明会

平成30年10月23日（火）午前10時～

参加表明書に係る質問書の提出期限	平成30年10月24日(水) 午後5時必着
質問書に対する回答期限	平成30年10月26日(金)
参加表明書の提出期限	平成30年10月30日(火) 午後5時必着
技術提案書提出要請	平成30年11月1日(木)
技術提案書に係る質問書の提出期限	平成30年11月7日(水) 午後5時必着
質問書に対する回答期限	平成30年11月9日(金)
技術提案書の提出期限	平成30年11月21日(水) 午後1時必着
技術提案書のヒアリング・審査	平成30年11月26日(月) 午後1時～

8 参加表明書等の提出方法

(1) 提出書類等及び提出部数等

	書類名	様式番号	提出部数	留意事項
ア	参加表明書	第1号	正本1部	—
イ	参加者の概要	第2号	正本1部 副本15部	※注記
ウ	参加者の業務実績	第3号		
エ	業務実施体制	第4号		
オ	管理技術者の業務実績等	第5号		
カ	主任技術者の業務実績等	第6号		
キ	ア～カに添付する資格及び実績を確認できる書類	—	1部 (正本に添付)	—

※注記 正本に提出者名、担当者名を記入し、副本には、提出者名、担当者名を特定できる語句、記号を記入しないこと。

(2) 参加表明書の提出について

ア 提出方法

(1)の提出書類等を次の提出場所へ持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町教育委員会学校教育課

ウ 提出期限

平成30年10月30日(火) 午後5時必着

(3) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書」（別記様式第7号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

なお、技術提案書の内容についての質問はこの期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

平成30年10月24日（水） 午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成30年10月26日（金）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、当別町ホームページに掲載する。原則、再質問は受け付けない。

(4) 参加要件の確認及び技術提案書提出の要請

ア 参加希望者のうち、4の参加要件を確認し、技術提案書（別記様式第8号）の提出を要請する。

イ 技術提案書の提出を要請しない参加者に対しては、参加表明書の提出期限の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に通知するものとする。

(5) 参加者の選考

参加希望者が多数の場合、参加表明時に併せて提出された、参加者の概要、実務実績等（以下「参加表明書等」という。）を基に、業務実績及び業務担当者の経験及び能力等について審査を行い、上位5者程度を選考する。

9 参加表明書等の記入上の留意事項

(1) 参加表明書（別記様式第1号）

ア 代表者印を押印のうえ、提出すること。

イ 設計共同体においては、全ての構成員の代表者印を押印すること。

ウ 担当者の電子メールアドレスを記入すること。

(2) 参加者の概要（別記様式第2号）

ア 当該事務所の一級建築士事務所の登録番号及び登録年月日を記入すること。なお、設計共同体については、全ての構成員の一級建築士事務所の登録番号及び登録年月日を記入すること（様式に書ききれない場合は、任意様式を作成し記入しても差し支えない）。

また、登録証明書等、一級建築士事務所を証する資料を添付すること。

イ 当該事務所（設計共同体）の技術職員・資格について記入すること。資格は一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、CASBEE建築評価員及び技術士の一部を対象とし、これ以外の資格については記入しないこと。また、複数の資格を有する職員は、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。

- ウ 構造の技術士は、建設部門（土質、基礎、鋼構造、コンクリート）のいずれかとする。
- エ 電気設備の技術士は、機械部門（動力エネルギー）、電気電子部門（電気設備）のいずれかとする。
- オ 機械設備の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体工学）、衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

(3) 参加者の業務実績（別記様式第3号）

- ア 業務実績の対象は、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を有するものであること。
- イ 実績が複数ある場合は、規模の大きいものから5件を記入すること（設計共同体については、全ての構成員の実績から5件を選んで記入すること）。なお、記入した業務については、契約書（鑑）の写し及び業務の完了が確認できる資料の写し、施設の概要が確認できる図面、写真、パース等の書類を提出すること。
- ウ 実績のうち、受賞歴があるものについては、賞状のコピーや掲載された雑誌のコピー等、受賞実績が確認できる書類を提出すること。なおコンペの受賞は含まれるが、プロポーザルの受賞は含まれないものとする。
- エ 該当する業務実績について、次の項目を記入すること。
 - (7) 受注形態には、単独、設計共同体（代表者又は構成員）又は協力（協力事務所として参画）の別を記入すること。
 - (8) 協力の場合は、発注者欄に元請事務所名も括弧書きで記入すること。
 - (9) 構造・階数は、「構造種別－地上階数/地下階数」を記入すること。
(例：RC-5F/B1)
- オ 業務実績のうち、2件以内の業務について、「2 参加者の業務実績詳細」により写真又は図面等を添付し、その設計コンセプトを簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版縦1～2枚程度とする。

(4) 業務実施体制（別記様式第4号）

- ア 管理技術者及び意匠主任技術者は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- イ 各主任技術者が担当する業務については、意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野が分かるように記入すること。
- ウ 年齢及び経験年数は、平成30年4月1日現在とし、1年に満たない経験年数は切捨てとする。
- エ 各技術者について、資格者証の写しなど、記入した資格を証する資料を添付すること。
- オ 業務の一部を再委託する場合は協力事務所として、名称、所在地、代表者、業務実績、担当予定者数、協力を受ける内容を記入すること。

(5) 管理技術者の業務実績等（別記様式第5号）

- ア 管理技術者の業務実績は5件まで記載する。ただし、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を対象とする。なお、前職での実績を含めて記載することを妨げないものとする。
- イ 実績が複数ある場合は、規模の大きいものから5件を記入すること。
- ウ 管理技術者は、参加表明書の提出時点において、参加希望者と直接的な雇用関係にあることとし、雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。
- エ 管理技術者の業務実績のうち2件以内の業務について、「2 管理技術者の業務実績詳細」により写真又は図面等を添付し、その設計コンセプトを簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版縦1～2枚程度とする。

(6) 主任技術者の業務実績（別記様式第6号）

- ア 主任技術者の業務実績は3件まで記載する。ただし、平成20年4月1日以降、北海道内で竣工した小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の基本設計又は実施設計（校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。）に関する業務を完了した実績を対象とする。なお、前職での実績を含めて記載することを妨げないものとする。
- イ 「1 主任技術者の業務実績等」については、主任技術者ごとに別葉で作成すること。
- ウ 実績が複数ある場合は、規模の大きいものから3件を記入すること。
- エ 意匠主任技術者は、参加表明書の提出時点において、参加希望者と直接的な雇用関係にあることとし、雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。
- オ 意匠主任技術者の業務実績のうち2件以内の業務について、「2 意匠主任技術者の業務実績詳細」により写真又は図面等を添付し、その設計コンセプトを簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版縦1～2枚程度とする。

10 技術提案書の提出方法

(1) 提出書類

技術提案書（別記様式第8号）

(2) 技術提案書の提出部数

正本1部、副本15部

※ 別記様式第8号の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号を記入しないこと。

(3) 技術提案書の提出について

ア 提出方法

技術提案書は、次の提出場所まで持参又は郵送とする。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5

時（最終日は午後1時）までとする。

郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
当別町教育委員会学校教育課

ウ 提出期限

平成30年11月21日（水） 午後1時必着

(4) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「技術提案書に関する質問書」（別記様式第9号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間

平成30年11月7日（水） 午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、平成30年11月9日（金）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。原則、再質問は受け付けない。

1.1 技術提案書（別記様式第8号）の記入上の留意事項

(1) 基本構想を踏まえ、次の各課題に対応する技術提案を簡潔に記述すること。

【課題1】

「当別町一体型義務教育学校基本構想」の教育理念の実現に向け、小中一貫の教育課程に対応した校舎・屋内外運動場の提案（地域社会との連携によるコミュニティ・ベースド・ラーニング、サービス・ラーニングや主体的・対話的に学ぶアクティブ・ラーニングなど多様な学び方にも対応できること）

【課題2】

将来の教育環境の変化や地域の実情、将来動向に考慮した施設配置の提案

【課題3】

児童生徒の発達段階やユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な施設環境についての提案

【課題4】

再生可能エネルギー（木質バイオマス等）設備の導入や、エネルギーの効率的利用などによる、環境を考慮した学校施設についての提案

【課題5】

防犯機能を備え、防災機能として十分な機能を有する施設環境についての提案

【課題 6】

地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場として、地域に開放できるパブリック施設についての提案（多世代間などの交流が促進され、学校を核としたまちづくり活動に柔軟に対応できること）

【課題 7】

建設コスト及びライフサイクルコストの低減についての提案

- (2) 正本のみ提案者名を記載し、副本は提案者が特定できる内容を記載しないこと。
- (3) 文章の文字サイズは 8.0 ポイント以上、図の注釈等は 6.0 ポイント以上とする。
- (4) A3 版横 2 枚程度に簡潔に記述し、提出の際は A4 版に折込み添付とする。
- (5) 文章を補完するためのイラストやイメージ図（概念図）等は使用してよい。ただし、設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。

また、提案の考え方を重視して評価するため、具体的な設計図、模型、透視図等を使用してはならない。

1.2 プロポーザル審査会における受託者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時

平成 30 年 11 月 26 日（月） 午後 1 時

イ 実施場所

当別町役場第二庁舎会議室（石狩郡当別町白樺町 57 番地 3）

ウ プレゼンテーションは、参加要請者名等を非公表としたうえで、公開により実施する。

エ プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、管理技術者及び主任技術者のうち 3 名以内とし、管理技術者は必ず出席することとする。ただし、上記と別にプレゼンテーションの補助者を 1 名出席させてもよい。原則として、代理者の出席及び指定された者以外の出席は認めない。

オ プレゼンテーションでは、提出した技術提案書のみを使用することとし、補足説明資料の追加は認めない。

カ プレゼンテーションでは、パワーポイントを使用してもよいものとする。ただし、映写する資料については、オに定めたとおりとする。なお、プレゼンテーションに使用する機器について、スクリーン及びプロジェクターは当別町教育委員会学校教育課で用意するものとし、パソコン等端末機器は参加者各自で用意するものとする。

(2) 技術提案の審査

技術提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案の課題 1～7 について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が実現

可能な説得力のある提案となっているか等)、創造性(これまでに無い独創的な提案となっているか等)を考慮して、総合的に評価するとともに、参加表明書等による参加者・配置技術者の評価を踏まえ、最優秀者1者及び次席者1者を選定する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、最優秀者及び選定されなかった参加者に書面により通知するものとする。

1.3 基本設計業務の委託契約

- (1) プロポーザル審査会において選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。
- (2) 選定後の業務内容は別紙「当別町一体型義務教育学校基本設計業務委託仕様書」のとおりとする。

1.4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において使用するものとし、提案者に無断でその用途以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (6) 参加要請者として選定された事業者を公表することがある。
- (7) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された技術提案書を公表することがある。
- (8) 技術提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。
- (9) 本説明書に記載の様式等は、当別町ホームページよりダウンロードしてお使いください。